

地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から段階的に10%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

◎ 令和5年度決算

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 631,208 千円

【歳出】社会保障施策に要する経費(一般財源) 3,501,701 千円

(歳出の内訳)

(単位:千円)

項 目	決算額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	県支出金	その他 特定財源	一般財源
1 医 療	1,570,616	55,177	360,800	7,008	1,147,631
2 介護・高齢者福祉	916,329	31,580	17,438	5,946	861,365
3 子ども・子育て	2,404,304	953,679	398,208	108,595	943,822
4 障害者福祉	1,321,729	635,297	323,577	0	362,855
5 貧困・格差対策	579,027	416,092	5,943	0	156,992
6 その他	29,036	0	0	0	29,036
合 計	6,821,041	2,091,825	1,105,966	121,549	3,501,701